

【別紙様式】

大阪府阪南市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	コミュニティバス運行事業に係る利用環境向上支援事業		
総事業費 (千円)	46,783千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	46,783千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が著しく減少している中、利用環境改善に取り組むコミュニティバス運行事業者に対して支援を行い、コミュニティバス利用者への利用環境向上を図る。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 コミュニティバス運行事業者が導入する低床バス車両の購入支援補助 支援補助金：コミュニティバス車両23,392千円/台×2台分=46,783千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 コミュニティバス運行事業を実施する者（南海ウイングバス南部株式会社） 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 交付対象者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者のうち、阪南市とコミュニティバス運行に関する協定を締結し、バス運行を行うバス事業者とする。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の終息後も持続的にコミュニティバス運行事業を実施できるよう、省メンテナンスで環境に優れた車両や、感染症の拡大防止対策により、安心してコミュニティバスを利用いただける環境の確保が図られる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>コミュニティバス運行事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う利用者の大幅な減少により、令和2年4月～令和3年3月の業績が、前年同期比約25%悪化し、このままでは、事業の継続が困難な状況に陥っている。</p> <p>コミュニティバス運行事業者である南海ウイングバス南部株式会社を交付対象者として支援金を交付し、コミュニティバス運行事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		